

(素案)

かねてより、議会運営委員会で検討されていた、「伊奈町議会基本条例（素案）」が完成しました。その全文を公表します。

伊奈町議会基本条例（素案）

会として、町民の傍聴の意欲を高めるため、議会の傍聴者に審議に用いる資料を提供するよう努めるものとする。

案の解決とともに、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

伊奈町議会は、伊奈町

民（以下「町民」という。）

から選挙で選ばれた議員

により構成された代表機

関として、同じく選挙で

選ばれた伊奈町長（以下

「町長」という。）とともに

に、議会は合議制の機関

として、また町長は独任

制の機関として、それぞ

れの特性を生かし、競い

合い、協力し合いつつ、

町民の意思を的確に町政

に反映させ、伊奈町とし

ての最良の意思決定を導

き出す使命が課せられて

いる。

この使命を達成するた

めには、伊奈町議会議員

は、地方自治法（昭和22

年法律第67号。以下「法

」という。）が定める概括

的な規定の遵守とともに、

積極的な情報の創造と公

開、政策活動への多様な

町民参加の推進、町長等

の行政機関との持続的な

緊張の保持、自己研さん

と資質の向上、公正性と

透明性の確保に努め、町

民に信頼され、存在感の

ある議会を築く。

第2章 議会及び議員

の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は町民主権

を基礎とする町民の代

表機関であることを常

に自覚し、公正性、透

明性、信頼性を重んじ

た町民に開かれた議会

及び町民参加を不断に

推進する議会を目指し

て活動するものとする。

2 議会は、議会が、議

員、町長、町民等の交

流と自由な討論の広場

であるとの認識に立つ

て、その実現のために、

この条例に規定するも

ののほか、この条例を

踏まえて議会に関する

条例、規則、規程等の

内容を継続的に見直す

ものとする。

3 議会は、開かれた議

4 会議は定刻に開催し、

会議を休憩する場合に

は、その理由を説明す

る等傍聴者に配慮した

議会運営に努めるもの

とする。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が

言論の府であること及

び合議制の機関である

ことを十分に認識し、

議員相互の自由な討論

の推進を重んじなけれ

ばならない。

2 議員は、町政の課題

全般について、課題別

及び地域別等の意見を

的確に把握するととも

に、自己の能力を高め

る不断の研さんによっ

て、町民の信託に応え

る活動をするものとな

る。

3 議員は、個別的な事

第3章 町民と議会と

の関係

（町民参加及び町民と

の連携）

第4条 議会は、議会の

活動に関する情報公開

を徹底するとともに、

町民に対する説明責任

を十分に果たさなけれ

ばならない。

2 議会は、本会議のほ

か、常任委員会、特別

委員会を原則公開する

とともに、会期中又は

閉会中を問わず、町民

が議会の活動に参加で

きるような措置を講じ

なければならない。

3 議会は、常任委員会、

特別委員会等の運営に

当たり、参考人制度及

び公聴会制度を十分に

活用して、町民の専門

特集

伊奈町議会基本条例

的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提言と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報等で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確にされるよう情報の提供に努めるものとする。

7 議会は、前6項の規定に関する実効性を高める方策として、町民に対する議会報告会を開催して、議会の説明

責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

第4章 町長と議会との関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式を原則とする。

2 町長等は、本会議又は常任委員会、若しくは特別委員会における議員の質疑又は質問に対して、議長又は委員長の許可を得て、当該質疑又は質問をした議員に対してその主旨を質問することができる。(町長による政策等の

形成過程の説明)

第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

(1) 政策等の発生源
(2) 検討した他の政策案等の内容
(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
(4) 町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画における根拠又は位置付ける関係ある法令及び条例等

(6) 政策等の実施に係る財源措置
(7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに

当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。
(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい政策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

第5章 議会の権限

(議決事件)
第8条 法第96条第2項の規定による条例で定める議会の議決すべき事件については、代表機関である議会が、町政における重要な計画

3 議員の定数の条例改正案は、法第74条第1

等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考慮のうえ、伊奈町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画を定めるものとする。

第6章 議会の組織及び会議の運営

(議員定数)

第9条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の観点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関するは町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員の定数の条例改正案は、法第74条第1

項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員相互間の自由討議の充実)

2 第10条 議長は、議会が議員による討議の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議員は、自由かつ適度な討議を経て、政策、条例、意見書の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第11条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して分かりやすく周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段により、多くの町民が議会及び

町政に関心をもつよう

議会広報活動の充実強化を図るとともに、意見公募に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能を積極的に強化する。

第7章 議員の政治倫理、報酬、政務調査費及び研修

(議員の政治倫理の確立)

第13条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使用することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(議員報酬及び政務調

務調査費)

第14条 議員報酬及び政務調査費は、別に条例で定める。

(議員研修の充実)

第15条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

第8章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第16条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関するいかなる条例、規則、規程等もこの条例の理念に従うものでなければならない。

(議会及び議員の責務)

第17条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれら

に基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責務を果たさなければならない。

(見直し手続)

第18条 議会は、社会情勢の変化、町民等の意見を踏まえ、この条例の目的が達成されているかどうか全議員で検証を行い、改正が必要と認められる場合には、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において改正の理由及び背景を説明しなければならない。



鶴ヶ島市視察研修



嵐山町視察研修

意見募集(パブリックコメント)

- 1 案件名 「伊奈町議会基本条例(素案)」
- 2 意見募集期間 平成24年11月1日(木)から
平成24年11月30日(金)まで
- 3 担当課 議会事務局
問合せ 電話048 - 721 - 2111(代表)
内線2311
- 4 公表資料及び公表方法
 - (1)公表する資料 「伊奈町議会基本条例(素案)」
 - (2)公表の方法 議会事務局での閲覧、町ホームページ、議会だよりへの掲載
- 5 意見提出者の範囲 町内に住所を有するかた
- 6 条例(素案)の閲覧場所 議会事務局での閲覧、町ホームページへの掲載
- 7 意見等の提出方法
 - (1)郵便 〒362-8517 伊奈町大字小室9493番地
伊奈町議会事務局 宛て
 - (2)FAX 048 - 723 - 6067
 - (3)電子メール
gikaijimukyoku@town.saitama-ina.lg.jp
 - (4)直接持参 役場3階 議会事務局

*いただいた意見に対する議会の考え方等については、ホームページ及び議会事務局で一括公表する。
- 8 町民コメント(意見書)提出の際の記載事項
 - (1)タイトル「伊奈町議会基本条例(素案)に対する意見」
 - (2)住所
 - (3)氏名
 - (4)電話番号
 - (5)意見等

*記載事項に不備などがある場合は、ご意見として取り扱えないことがあります。(匿名意見は受け付けないなど)

皆さんの
ご意見をお聞かせ
ください!

伊奈町議会基本条例
(素案)を決定

議会運営委員会では、
町民に開かれた議会、町
民参加を推進する議会を

目指して、検討を重ねて
きましたが、平成24年8
月、議会基本条例(素案)
を全会一致により決定し
ました。

この条例は、地方分権
の時代にふさわしい、町
民に身近な政府としての
議会及び議員の活動の活
性化と充実のために必要

な、議会運営の基本事項
を定めることによつて、
町政の情報公開と町民参
加を基本とした、伊奈町
の持続的で豊かなまちづ
くりの実現に寄与するこ
とを目的とするものです。
委員会では、本条例案
につきまして、広く町民
の皆さんのご意見をお伺

いして、理解と信頼に基
づいた条例の制定を推進
していきたいと考えてい
ます。
つきましては次のとお
り、町民の皆さんの意見
募集(パブリックコメン
ト)を実施しますので、
ぜひ、多くの皆さんのご
意見をお寄せください。